

組織的な防衛体制と的確な対応で 悪質ペイハラから医療従事者を守る

企業等にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策を義務付ける改正労働施策総合推進法が今年10月から施行され、病院でのパシエントハラスメント（ペイハラ）にも適用される見込みとなった。クレーマー対策の強化に繋がると期待する声も聞かれる一方で、医師や看護師を始めとする職員の保護が義務付けられる為、被害から職員を守る方策を講じなければ、安全配慮義務を怠ったとして訴訟リスクを抱える事にもなり兼ねない。1月21日の「日本の医療の未来を考える会」では、昨年9月に続いて、本誌で「経営に活かす法律の知恵袋」を連載中の井上法律事務所所長、井上清成弁護士にペイハラ対策について講演して頂いた。



井上法律事務所所長・弁護士 井上 清成氏

挨拶



原田 義昭氏「日本の医療の未来を考える会」最高顧問（元環境大臣、弁護士）

勉強会も今夏に100回目を迎えます。国会では多くの議連が活動していますが、100回続く会は珍しく、発起人の1人として嬉しく思っています。民間の立場から医療政策を提言するという理念の下、更に邁進して参ります。政治では衆議院の解散総選挙が行われます。議員にとって大きな試練ですが、それを乗り越え、国の代表として活躍して頂きたい。



古川 元久氏「日本の医療の未来を考える会」国会議員団メンバー（衆議院議員、国民民主党代表代行兼国会対策委員長）

カスハラ対策については、国民民主党としても力を入れて取り組んでいます。23日には衆院が解散、いよいよ選挙となる事が予想されますが、再び衆議院に戻り、ペイハラや診療報酬等、日本の医療が直面している問題の解決に向けて頑張っていきたいと思っております。

続きを読むには購読が必要です



詳しくはホームページをご覧ください